

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する  
議定書の説明書

外務省

目 次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の内容	一
1	適用対象に関する規定の改正	一
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定の改正	一
3	議定書の効力発生手続	一
三	議定書の実施のための国内措置	二



## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

政府は、平成二十一年（二千九年）六月に効力を生じた社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（以下「協定」という。）の内容を改正するため、平成二十七年（二千十五年）十一月から政府間交渉を行ってきた。その結果、協定を改正する議定書の案文について最終的合意に達し、平成二十九年（二千十七年）二月一日にプラハにおいて、日本側在チェコ山川大使とチェコ側マルクソヴァー労働社会大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

### 2 議定書締結の意義

この議定書は、現行の協定の内容を部分的に改正し、一方の締約国から他方の締約国に一時的に派遣される被用者に対し当該一方の締約国の法令のみを適用する場合を明確化することにつき定めるものである。この議定書の締結により、当該者の保険料の二重負担の解消が強化され、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。また、その際に併せて被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行を踏まえ、協定が適用される我が国の年金制度を国民年金及び厚生年金保険のみに改める。

## 二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文六箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

### 1 適用対象に関する規定の改正

国家公務員共済年金等の各種共済年金が厚生年金保険に一元化されたことを踏まえ、協定が適用される我が国の年金制度のうちから当該各種共済年金を削り、国民年金及び厚生年金保険のみに改める旨定める（第一条）。

### 2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定の改正

一方の締約国から他方の締約国に就労のため五年を超えない見込みで派遣される被用者に対し、当該他方の締約国で雇用契約を締結していない場合又は当該他方の締約国に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国に事業所を有する雇用の指揮の下にある場合において、当該一方の締約国の法令のみを適用する旨定める（第二条）。

### 3 議定書の効力発生手続

この議定書の効力発生について定める（第六条）。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。